

■糸満市地域公共交通協議会について

地域公共交通協議会

○本協議会は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化法）」に基づき、糸満市から独立した協議会として設立

○協議会委員は、下記に掲げる者をもって構成する

- ・学識経験者
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- ・一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- ・一般乗合自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- ・住民又は利用者を代表する者
- ・内閣府沖縄総合事務局長が指名する者
- ・沖縄県の公共交通を担当する部署の長
- ・道路管理者又はその指名する者
- ・地元警察署において交通規制を担当する部署の長又はその指名する者
- ・地方公共団体
- ・上記以外に協議会が必要と認める者

○会計・財務は市から独立し、協議会が定める事務局で管理

- ・地域公共交通計画の策定に係る国庫補助金の交付申請対象は協議会
※地方自治体からの申請は不可
- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金（フィーダー補助）の交付申請対象は協議会
※地方自治体からの申請は不可
- ・上記の国庫補助金については、交付申請者である協議会へ振り込まれる。
※地方自治体は交付申請者ではないため、直接地方公共団体へ振り込むことはできない。
- ・地域公共交通計画の策定に係る業務委託契約は、交付申請者（協議会）
※地方自治体は当事者になれない。